

No.204

令和7年4月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 ☎(0241)23-3263
HPアドレス <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行／北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会

目次

全員協議会	2～3
第1回～第3回臨時会	4～5
全員協議会	6
第4回定例会	8～11
令和7年度当初予算審議	12～15
村民の声	16
村政を質す(一般質問)	17～21
その他	22

議会だより

3月定例議会

令和7年度当初予算可決！

“持続可能な村づくり・選ばれる村づくりへ”



ゆるキャラも誕生！
きたしおん



【広告ポスター部門】最優秀賞「うらばあーんだい」 深谷 日向（日本大学）

「村の魅力を全国へ」

KITASHIOBARA DESIGN
AWARD 2024 受賞作品

※詳しくは22ページの「今月の表紙」にてご確認ください

【ゆるキャラ部門】最優秀賞「きたしおん」
Harusato Inayoshi (Rugby school Japan)

議会映像がインターネットでご視聴可能！
～好きな時間に気軽にご視聴いただけます～



全員協議会

ラビスパ裏磐梯について

令和7年2月4日に全員協議会が開催され、村の行財政上の重要問題として、昨年12月10日の全員協議会での結果をふまえた、ラビスパ裏磐梯の営業再開に向けた準備について、村より必要な経費や今後の手続きについて説明がなされた。議会からは、説明された内容について、多数の質疑がなされた。



全員協議会の協議内容

- 通電を再開するための経費
 - 電気設備点検費用 11,066千円 ……①
(官庁手続き、電力申請費用含む)
 - 建築設備点検費用 733千円 ……②
(給排水衛生設備、空調設備、温泉設備、消防設備)
 - 除雪費用 510千円 ……③
(施設に入り点検等を実施するために必要な経費)
(上記①、②を第1回臨時議会にて補正予算計上……合計11,799千円)
 - 営業再開準備に必要な経費
 - 修繕費用
 - 建築設備点検実施の結果、発生する場合の修繕費用
 - 修繕計画に基づく修繕費用(概算)
 - 浴室修繕 6,000 千円
 - トイレ 2,000千円
 - エレベーター 3,000千円
 - 中央監視装置 20,000 千円
 - ろ過器 70,000千円 など
 - 電気保安管理委託料594千円/年間
 - その他想定される費用
(館内クリーニング費用、内装修繕に係る費用等)
- 計101,000千円
- 株式会社ラビスパとの協議状況
 - 人員確保(フロント、施設、ボイラー、調理、清掃)
 - 準備期間
 - 各種手続き
(各行政機関への届出、業者関係、電話・ネット回線等)
 - 指定管理委託料の見直し

主な質疑内容

【問】 遠藤 春雄 議員

ラビスパ裏磐梯の通電に1,100万円ほどかかり、今後も相当な経費がかかることが予想され、村の財政問題になると考える。

これからの若者に負債を負わせない村づくりが必要であり、村長はこの状況でどのように考えているのか。

【答】 村 長

人口減少が進むなかで、こうした施設の費用が恒常的にかかることは、村の財政的にも負担が大きいことになりま。

この施設の運営にあたっては、説明させていただいた内容で、皆さま方とご協議をし、改めてご意見等をいただければと思います。

【問】 北原 安奈 議員

多額の修繕費用を新たにこの施設につきこんだ際、村の今後や費用対効果を考えると理解できないところがある。

もう一度、皆さんの意見を聞き考えたいと思うが、村長はこの施設を再開すること、村長が掲げる施策につながるかと考えているのか。

か。

【答】 村 長

ラビスパ裏磐梯の廃止等については、議会の否決があるのだから、改めて白紙に戻すべきというご意見から、今回、昨年の4月時点の状態に戻すと、電気設備や今後再開の費用がかかることをお示したところで。

私は、この多額の費用を考えた場合には、住民福祉に回すことがプラスになると考えており、令和6年度に打ち出した、子育て支援等の必要な施策の継続が必要と考えております。

【問】 小原 眞 議員

ラビスパ裏磐梯はこれまでもやめた方がよいと言ってきた議員がいたが、村長はラビスパ裏磐梯を運営させてくれと当時の議員にお願いしていたはずである。

このラビスパの問題は、議会で否決された後に、営業を継続しながらすぐに我々と協議すべきだったと考える。

それをせずに、この施設の営業を勝手に停止し、電気設備を外し、これだけの損害を与えたことは背任行為である。やはり謝罪するところは謝罪すべきではないのか。

【答】 村 長

やはり高額な電気代もかかるため、私の判断で解約を申し入れたという私の判断でありましたので、大変申し訳ございませんでした。

【問】 柏谷 孝雄 議員

白紙に戻す中で準備を進めてきたということであるが、関心表明を出されてきた企業との部分についても白紙に戻すという捉え方でのよいのか。

また、営業再開準備に必要なとなる経費には、プールゾーンの部分は含まれていない経費となるのか。

【答】 村 長

12月10日の全員協議会において、村の方針としては、皆さま方にご説明いたしました、関心表明を申し出た事業者との利活用の検討を継続していきたいとお話をさせていただき、その部分については、継続をお願いしてまいりたいと考えています。

【答】 総務企画課長

プールにつきましては、大規模修繕が必要ですので、

こちらの経費は入っておりません。

【問】伊藤 敏英 議員

ラビスパの問題で、これだけ無駄な時間と、多額のお金が無駄遣いされ極めて遺憾なことである。

南会津町のスキー場でも人が来なくてやめたいというところで、2030年までに町民の皆さんと意見を聞いて決めたいとしている。ラビスパは40億以上もつきこんできた施設であり、約30年くらいやっている施設である。

もう少し議会の意見や、村民の皆さんの声も聞くべきと考えるが、いかがか。

【答】村 長

スケジュールが非常に短かったことについては、これだけの施設で、多くの財政投資をしなければならぬということでありましたので、その財政投資を極力少なくするという面において、そうした過程を踏まえ、判断に至ったところです。

【問】遠藤 祐一 議員

この通電を再開するため経費1,180万円をこの後の臨時会に提案するということだが、今後の計画

はどのようにしていくのか。

また、3月定例会で提案される次年度の当初予算ではこうした内容も反映されてくるのか。

【答】総務企画課長

通電を再開するための予算が通りましたら、早期点検をさせていただき、その後、修繕という結果が出た場合には、営業再開に必要な最低限の修繕は補正予算で実施してまいりたいと思います。

また、通電には申請から許可まで1ヵ月半程度かかりまして、その後に建築設備の点検となりますので、令和7年度の当初予算には間に合わないことが想定されますので、令和7年度中の補正予算で対応する形になるかと思えます。

【問】遠藤 祐一 議員

今回の臨時会の補正予算に通電再開に関する経費1,100万円が計上されているが、村の今回の説明では、やるとも、やらないとも解釈でき、村民のためにどのようにしたらよいか判断がつかない。

この内容が途中で、やらないとなった際にはまた余

計な経費ばかりになり、大変なことになる。村はその辺をどのような進め方で考えているのか。

【答】村 長

今回は12月10日以降に調査をした結果をお示しし、議員の皆さまがどう判断されるか、あるいはお考えをききたいと考えておりました。

これまでの内容を踏まえ、今月中に再度協議の場があればと考えているところですが。

【問】五十嵐 正典 議員

このラビスパの件については村民の立場からすれば、もっと早く協議を重ね対応すべきであったと考える。そしてこの経費をつかってやれという村民は誰もいないと考える。

昨年、村長、副村長の報酬の減額について上程されたが否決となった。あのような状態では賛成する人はいない。

今回はもっと考えて、村長はこの責任問題を重く感じるべきであると考えているかがか。

【答】村 長

改めて検討させていただ

きたいと思えます。

【問】小椋 眞 議員

今までの話しを聞いていたが経費の問題で、やった方がよい、やらない方がよいということではなく、議会が否決をしたのだから、その言ったこと、やったことに責任を持つべきであり、これはやるべきである。

議会としては否決しているのだから、これはやるのが当たり前である。

結論をだすべきであるが、いかがか。

【答】村 長

電気設備等の予算については、臨時会へ上程させていただきます。

【問】遠藤 康幸 議員

営業再開に向けた際に、ラビスパ裏磐梯との協議について、これまでラビスパ裏磐梯の売上は赤字であり、そこで働く方の雇用関係も含めたフォローも必要と考えるが、いかがか。

【答】総務企画課長

今後、指定管理委託料のほうにおいて協議をさせていただき、今後の予算において計上してまいります。

議会傍聴にお越しく下さい！

次回定例会は 6月 開会予定です。

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足をお運びください。

また、議会の審議結果は議会ホームページからでもご確認いただけます。

詳しくは以下のQRコードを読み取り、ご参照ください。

議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：(23) 3263 FAX：(25) 7358

HPアドレス：<http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

◆審議結果の案内
(議会HP)



◆議会傍聴のご案内
(議会HP)



第1回臨時会

令和7年2月4日に、第1回臨時会が開催されました。

この臨時会では、令和6年度北塩原村一般会計補正予算1件の議案について審議し、原案可決となりました。

◎議案第1号

令和6年度北塩原村一般会計補正予算（第6号）

◆補正額

4,233万4,000円

◆概要

今回の補正予算は、国の令和6年度補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業や、県の令和6年度補正予算に伴う低所得世帯に対する光熱費の支援、そして令和7年1月の豪雪による除雪対策費、ラビスパ裏磐梯通電点



検費用等の経費が計上された。

◆主な補正内容

○物価高騰に伴う住民税非課税世帯への光熱費等給付金事業

1,705万7,000円

○除雪対策費

1,347万8,000円

○ラビスパ裏磐梯通電点検費用等

1,179万9,000円

質疑

【問】小椋 眞議員

今回の物価高騰対策について、非課税世帯への支援は大変いいことであるが、それ以外の一般家庭についても昨年12月定例会で私が質問したように、値上がりしている灯油代の支援等が必要であり、村長も前向きに検討するということであったが、これは実施していただけのことであるというのか。

【答】村長

昨年の12月定例会においてそのように答弁させていただきまして、次回の臨時会か、そのなかで改めてお示しし、議案上程をしたいと考えております。

令和7年第1回臨時会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第1号	○令和6年度北塩原村一般会計補正予算（第6号）	6	3

※議長は裁決には加わりません。

第2回臨時会

令和7年2月13日に、第2回臨時会が開催されました。

この臨時会では、令和6年度北塩原村一般会計補正予算1件の議案について審議し、賛成多数で原案可決となりました。

◎議案第2号

令和6年度北塩原村一般会計補正予算（第7号）

◆補正額

1,400万円

◆概要

今回の補正予算は、令和7年2月4日から的大雪により災害救助法が2月7日に本村も適用されたことを受け、災害救助法に基づく救助費用の経費が計上された。

◆主な補正内容

○屋根雪等の除排雪業務委託料

1,400万円

質疑

【問】遠藤 祐一議員

空き家はこれに対象となるのか。

【答】総務企画課長

今回、住んでる方の命を守るという目標での災害救助法の適用となりますので、空き家については対象となりません。

【問】小椋 眞議員

裏磐梯は積雪が2m以上のところが多い。今回のこの対象者は非課税世帯で、高齢者の除雪に困っている

方であるから、なるべくこれに該当させて、喜ばれるようにやるべきと考えるが、いかがか。

【答】総務企画課長

住宅が倒壊しないように安全確保出来るまでの除雪についてはしっかりやる予定でありますので、よろしくお願いします。

【問】伊藤 敏英議員

この事業は、業者への除雪依頼も村で対応するのか。

【答】総務企画課長

村の建設業組合へ村から委託しますが、県の建設業協会にも依頼しているところですよ。

【問】渡部 哲夫議員

まず、この事業の前に職員が桧原地区や裏磐梯地区の現状を把握し、高齢者が置かれている状況を確認すべきではないか。

【答】総務企画課長

職員全体が村内の豪雪状況を確認するよう、指導してまいりたいと思います。

令和7年第2回臨時会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第2号	○令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第7号)	9	0

※議長は裁決には加わりません。



第3回臨時会

令和7年2月20日に、第3回臨時会が開催されました。

この臨時会では、令和4年災河川災害復旧工事に係る請負契約の変更が2件と、令和6年度北塩原村一般会計補正予算の3件の議案について審議し、原案可決となりました。

◎議案第3号

令和4年災河川災害復旧工事(大川入川下流)請負契約の変更について

◆概要

令和4年8月上旬の大雨により被災した河川の、国の災害査定終了後、令和5年5月2日に当初契約を行った工事の請負契約の変更。

◆契約金額

○変更前

1億1,660万円

○変更後

1億4,984万4,200円

◆契約相手

渡部産業株式会社

◆工事場所

大字松原字中荒木山地内

◎議案第4号

令和4年災河川災害復旧工事(大早稲沢川上流)請負契約の変更について

◆概要

令和4年8月上旬の大雨により被災した河川の、国の災害査定終了後、令和5年5月2日に当初契約を行った工事の請負契約の変更。

◆契約金額

○変更前

1億1,550万円

○変更後

1億2,607万5,400円

◆契約相手

株式会社オグラ総建

◆工事場所

大字松原字早稲沢原地内

質疑

【問】小椋 眞議員

この変更契約に伴う国の補助率はいくらになっているのか。

【答】建設課長

今回の災害復旧工事の国の補助率につきましては、90・4%、村単独の分は9・6%になります。

◎議案第5号

令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第8号)

◆補正額

861万6,000円

◆概要

今回の補正予算は、物価の影響を受けている住民に対して、給付金を支給し、生活支援を図るための経費等が計上された。

◆主な補正内容

○光熱費等支援給付金

(非課税世帯以外の世帯)
861万6,000円

質疑

【問】小椋 眞議員

こういった事業は、スピードが大切である。この雪の多いときに、みんなが困っているときに実行することが、効果的であると考え。早々に実施すべきと考えが、いかがか。

【答】村長

議員おっしゃるように、出来る限り早めに、村民の方々に喜ばれる政策として実施をしてまいりたいと考えております。

令和7年第3回臨時会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第3号	○令和4年災河川災害復旧工事(大川入川下流)請負契約の変更について	9	0
議案第4号	○令和4年災河川災害復旧工事(大早稲沢川上流)請負契約の変更について	9	0
議案第5号	○令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第8号)	9	0

※議長は裁決には加わりません。

全員協議会

介護保険及び国民健康保険における給付事務処理の誤りについて

令和7年3月7日の第4回定例会開会前に、全員協議会が開催され、村の行財政上の重要問題として、介護保険及び国民健康保険における給付事務処理の誤りについて村から説明がなされた。

議会からは、説明された内容について、厳しく指摘をし、村の今後の対応について協議を行った。

全員協議会の協議内容

- 概要
介護保険（以下「介護」）における「高額医療合算介護サービス費」及び国民健康保険（以下「国保」）における「高額介護合算療養費」の給付において、事務処理の誤りがあった。
過去にさかのぼり、村が被保険者に支払う額は、計2,297,702円である。
- 原因
○職員の給付制度に対する理解が不足し、十分な引き継ぎがなされなかった。
○村（国保）から対象者に対し、申請を促す勧奨通知を行っていなかった。国保の高額介護合算療養費と併せて介護の高額医療合算介護サービス費の請求に係る申請書の提出につながらなかった。
○広域連合（後期）が給付する高額介護合算療養費の申請書を村（後期）において受付した際、写しを村（介護）に送付してなかった。介護担当側において、介護の高額医療合算介護サービス費の給付見込みがあることに気付かなかった。
○介護の高額医療合算介護サービス費の給付に関するデータは、適宜、福島県国民健康保険団体連合会と村（介護）を結ぶ情報連携システムからデータを抽出し、別の介護保険システムにデータを取り込む必要があるが、平成20年度以降（実施的な支払い事務は平成22年度以降）、データの抽出、取り込み作業を行う必要があるとの認識がなかった。
- 再発防止
○各業務における根拠法令や国県通知を十分確認し、正確かつ適正な事務執行の徹底を図る。
○事務処理手順、マニュアル及び引継書等の再点検・修正を行う。
○申請手続きを要する事務手続き等に関する情報をホームページに掲載する。

【解説】給付制度について

この給付制度は、後期高齢者医療制度（以下「後期」）が始まった平成20年度（支払い事務は翌年度以降）に開始されたもの。

医療保険分（国保・後期）における高額療養費と介護保険分における高額介護（予防）サービス費の給付を受けても、なお残る自己負担額の合算額（1年間：8月1日～7月31日）が高額となる場合に、所得に応じた世帯あたりの上限を設け、その上限を超えた額を給付し、世帯の負担を軽減する仕組みである。

主な質疑内容

【問】伊藤 敏英 議員

これは、何年も前からの問題だが、村民の方からの指摘で判明したことは、非常に恥ずかしいことである。

村長、副村長が減給する

としているが、そのほかに、担当者や課長などへの処分はどのように考えているのか。

【答】村 長

この案件について、大変重く受け止めております。

今後、担当課、担当者を含め検討させていただきま

【問】北原 安奈 議員

今回のケースは全国の自治体でも発生しているようであり、こうした情報は事前に把握できなかったのか。

日頃の業務、実務においても見直す機会であると考えてるが、いかがか。

【答】保健福祉課長

日頃、行政事務につきまして誤りがないか、常々注意しておりましたが、今回については、管理者として目が届くことが出来ず、今になっての発覚となってしまいました。

【答】副村長
以後は、こうした情報にも気を配りながら、当村においても適正に行われているか、しっかり課内で情報を共有し、村としても対応してまいりたいと考えております。

【問】遠藤 康幸 議員
こうした新しい制度が入ってきた時は、各部署においても勉強会などの対策を開催すべきと思うが、いかがか。

【答】村 長

こうした知識不足というようなことについては、各業務における根拠法令や国県通知を十分確認し、制度の改定があった場合についても各課共有できる体制づくりを徹底させるようにいたします。

【問】柏谷 孝雄 議員

こうした不祥事の際には、他の自治体では担当者やその上司等の処分が行われている。

【答】村 長

今回の件の件は、村長や副村長以外の関係職員に対しての処分等はどのように考えているのか。

【問】小原 眞 議員

説明の冒頭で村長、副村長の給料の減額という話があったが、本来はまず謝罪から行うべきである。

【答】村 長

また、今回の件は、村長の人事異動に問題があるように思う。

【問】小原 眞 議員

説明の冒頭で村長、副村長の給料の減額という話があったが、本来はまず謝罪から行うべきである。

【答】副村長
本事案に対する職員の処分については、委員会の審査を経て処分する方法と、そこに至らないで処分をする方法の2つがあり、今回につきましては、両方を検討し、いずれかの処分を行いたいと考えております。

【問】小原 眞 議員
説明の冒頭で村長、副村長の給料の減額という話があったが、本来はまず謝罪から行うべきである。

【答】村 長

今回の件は、私自身も本当に重く受け止めており、誠に申し訳なく思っております。大変失礼いたしました。

【問】小原 眞 議員

適材適所というご指摘は全くその通りであり、ご意見賜った点は、取り入れながら進めさせていただきま

【答】村 長

今回の件は、私自身も本当に重く受け止めており、誠に申し訳なく思っております。大変失礼いたしました。

【問】小原 眞 議員

適材適所というご指摘は全くその通りであり、ご意見賜った点は、取り入れながら進めさせていただきま

【答】村 長

今回の件は、私自身も本当に重く受け止めており、誠に申し訳なく思っております。大変失礼いたしました。

【問】小原 眞 議員

適材適所というご指摘は全くその通りであり、ご意見賜った点は、取り入れながら進めさせていただきま

北塩原村議会

インターネット議会中継

注目!!

議会のライブ中継・録画映像をご覧ください。

- ◆ お問い合わせ
北塩原村議会事務局（０２４１－２３－３２６３）



北塩原村議会インターネット議会中継



北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、ライブ配信も開始しました。

議会傍聴することのできない方など、議会をより多くの方にご覧いただけるよう利便性の向上を目指し、環境整備を行いました。

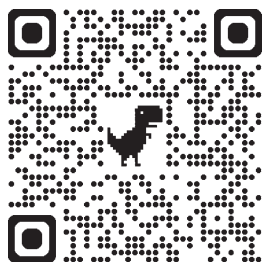
本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画配信の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像配信をご覧くださいには

【本会議の映像配信】

本会議のライブ・録画映像配信をご覧ください。

録画配信は、各本会議、発言者（一般質問のみ）ごとに検索ができ、24時間いつでもご覧いただけます。

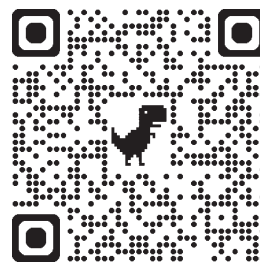


議会HP
(議会映像配信の案内)

【会議案内・議事日程】

本会議が開催される際は、北塩原村議会HPの「会議案内」にて、議事日程等の内容をお知らせいたします。

本会議をライブ配信にてご視聴の方は、ご確認いただき、ご利用ください。



議会HP
(会議案内)

注意事項

- ※ 録画配信は、本会議終了後、配信までに10日程度かかります。
(録画配信の時期は目安であり変更となる場合がありますので、ご了承ください。)
- ※ 配信予定の映像は北塩原村の公式記録ではありません。
- ※ 配信映像の著作権は、北塩原村議会に属します。(無断での転載や改編はできません。)
- ※ PC、タブレット、スマートフォンによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金を請求される場合がありますので特に御注意ください。

第4回 定例会

あらまし

令和7年第4回定例会が3月7日から12日まで6日間の会期で行われました。1日目は、村長から村政報告と議案の提案理由の説明、1件の行政報告を行いました。

4日目は、4名の議員の一般質問をし、5日目は各常任委員会が所管する議案について審議しました。6日目の最終日に村長より追加議案の提出があり、提案された全21件の議案について質疑・討論・採決が行われ、議案第9号については村長から議案取り下げの申し出があり許可され、全21件の議案のうち原案可決19件、否決1件となりました。

◎議案第6号

北塩原村道路線の認定について

◆概要

若者定住住宅（グリーンヒル裏磐梯）地内に整備した舗装道路を村道として、新規認定するもの。

蛇平西線 延長約130m

蛇平西線 延長約32m

◎議案第7号

北塩原村手話言語条例

◆概要

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定め、村の責務並びに村民及び事業者の役割を明らかにするとともに、村が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するもの。

◎議案第8号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

◆概要

令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これに加えて新たに「拘禁刑」が創設されたことに伴う改正。

◎議案第9号

公の施設の長期かつ独占的な利用について

◆概要

公の施設を長期かつ独占的に下記の者に利用させたので、議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独

占的な利用に関する条例第1条の規定により、議会の議決を求めるもの。

○利用者

株式会社あいばせ

○施設の名称

北塩原村活性化センター（トレーニングルーム）

37.5㎡

○用途 事務室

○指定期間

令和7年4月1日から1年間

質疑

【問】遠藤 祐一 議員

この企業が村の農業に貢献していることは理解しているが、以前我々が議決した際に3年間という期間で事務所を見つけないという内容であったはずである。今回の議案上程にあたり、具体的な計画案も示されないままでは、一年間の使用期間を延長しても、また同様なことが繰り返されるだけ

ではないのか。きちんとした計画が示されなければ賛同できない。
具体的な計画があるのか
伺う。

【答】村 長

今現在、議員ご指摘の計画については示されているものはありませんが、現在、事務所移転について交渉をしている事実はあるようです。すから、改めて内容を確認し、後に皆さまへご呈示は出来るかと考えております。

【問】五十嵐 正典 議員

この3年間で、事務所や倉庫等すべてを一度に見つけようとせず、事務所だけでも見つけていればこんな問題にはならなかった。今回1年間の期間を延長し、令和7年度中での事務所退去は確約出来るのか。

【答】村 長

相手先から出された要望に1年間の期間延長をし、事務所を見つけ、経営安定

化を図るとしておりますので、履行するよう行政としても求めているかなければならないと考えております。

【問】伊藤 敏英 議員

これは、以前の議会審議で3年間の期間で移転先を見つけていうことで議決されており、農業への貢献とは別問題である。

今回の件は延長はすべきではない。昨年のうちからこうした話しは行っていないのか。

【答】総務企画課長

昨年から相手先には、期間満了の3月までに移転先を見つけてくださいという話しは行っており、要望書の提出時にも再度、同様の話をしております。

【問】小椋 眞 議員

議会の議決について、村長は遵守するとしているのだから、この議案は取り下げるべきではないのか。

【答】村長

3月31日で期間満了を迎えるわけですが、これまでの「(株)あいばせ」の実績や今後の村の農業をふまえ、改めて4月1日からの1年間について、ご理解いただきたいと思ひ、上程をさせていただきます。

【問】小椋 眞議員

これは、「あいばせ」が株式会社として設立時に、いくところがないから、「あいばせ」を活性化センターに置かせてくれという議案が出され、地元の農業に貢献するだろうというところで、3年間だけという内容で可決されたものである。それを今になり、行くところがないから1年間追加しろというのは、議会軽視であり村長は反省すべきである。

また、先ほど議長に動議を提出した際に受けなかったことも異常であり、今後気をつけるべきである。

そして、これは1回議案を取り下げて、退去してから新たに議案を提出すべきではないのか。

【答】村長

皆さま方の「(株)あいばせ」

に対する思いはお聞きしました。今回の上程につきましては取り下げとさせていただきますと思ひます。

【問】小椋 眞議員

村長もこれを反省をして取り下げ、前回の議決通り3年間という期間を約束するのであれば、我々議会もただ否決するわけにはいかないで、1年は駄目だが、ある程度の日には見るので、それまでに事務所を見つけたら整理していただきたいと思うが、いかがか。

【答】村長

今の事務所で基盤をつくり、あるいは事務所を探すよう進めさせていただきます。この度は皆さま方に迷惑をおかけしました。今後ともよろしく願ひいたします。

◎議案第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

令和6年5月31日公布の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」に伴い、時間外勤務

の制限の対象となる子の範囲を拡大する等のための改正。

○主な内容

・育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を「3歳に満たない子」から、「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大。

・介護を必要とする状況に至った職員に対して、介護休暇などの介護両立支援制度等の周知、意向確認の規定を追加。

・勤務環境の整備として、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等に関する規定を追加。

◎議案第11号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

令和6年5月31日公布の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」に伴う引用条項の改正。

◎議案第12号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

令和6年10月2日に行われた県人事委員会の給与勧告に基づく給料表等の改正を行うもの。

人材の確保や組織力の向上等を目的とするもの。

○主な内容

①行政職給料表3級から7級の初号近辺の号級をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げを行う。

これにより昇格時の給料月額の増加幅が拡大。

②扶養手当について人事院勧告の内容に準じて配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る手当額の引き上げを行う。

◎議案第13号

北塩原村税条例の一部を改正する条例

◆概要

公益信託に関する法律が施行されたことによる所得税法の改正による引用条文及び文言の整理。
また、私立学校法改正によ

る引用条文を整理するもの。

◎議案第14号

北塩原村学校給食調理場設置条例の一部を改正する条例

◆概要

北塩原村学校給食調理場及び裏磐梯学校給食調理場において、令和7年4月から新たに幼稚園の給食を開始し、調理を行うようになるため、各調理場の対象校に、さくら幼稚園及び裏磐梯幼稚園を追加するもの。

◎議案第15号

令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第9号)

◆補正額

▲1億7,747万5,000円

今回の補正予算は、防災資機材整備事業と、特別会計、企業会計への繰出金、そして事業費の確定、精査による減額補正、基金への積立金などの経費が計上され、主な補正予算の内容は次のとおり。

◆主な概要

○防災資機材整備事業

122万8,000円

○特別会計・企業会計繰出金

585万1,000円

○事業費の確定・精査による減額

▲2億9,531万9,000円

○基金積立金

1億781万3,000円

質疑

【問】 遠藤 祐一 議員

繰越明許費のいこいの森管理事業1,179万9,000円は、2月の臨時会で補正予算でとった健康増進施設の経費のことか。

そうであれば、なぜこの事業は進んでいないのか。いつ頃までに行うのか。

【答】 総務企画課長

議員ご指摘のとおり、2月4日の臨時会で議決いただきましたラビスパ裏磐梯の通電を再開させるための経費となっています。

補正予算可決後に、災害救助法が適用されるほどの大雪により、生活路線の除雪を優先し、ラビスパの排雪が後回しになってしまったのが現状であります。

今、ラビスパ裏磐梯の除雪をしているところでありますので、除雪が済み次第、点検の方に入らせていただきます。

しかし、今年度末には点

検の終了が見込めませんので、来年度に繰越したいと考えております。

【問】 遠藤 祐一 議員

雪が多くて出来ないということ自体が言い訳である。繰越さずにやるためにどうしたらよいか提案すべきであるがいかかか。

【答】 総務企画課長

除雪の指示はしており、それが終わり次第、点検業務に入りたいと思いますが、期間的に3月31日までに点検業務の完了は難しいと思いますので、令和7年度にかけて事業を行わせていただきたいと思っています。

【問】 小椋 眞 議員

ラビスパ裏磐梯の通電に関する経費は、なぜいこいの森管理事業で計上されているのか。ラビスパ裏磐梯の経費として計上すべきではないのか。

また、2月臨時会の補正予算でとって、繰越明許費にするなんてどこにあるのか。

いつまでに実施するのか。

そして、村長が勝手にラビスパの電源を切ったこと等の責任はどうとるのか。

【答】 副村長

村の予算管理上、いこいの森管理事業としているものであります。

繰越明許費については、議員ご指摘のとおりであり、

お詫び申し上げます。

申し訳ございませんでした。

【答】 村 長

ラビスパの営業停止というのを皆さまにお話をさせていただいた段階では、経費削減を目的としてやったことでありました。

なお、ラビスパ裏磐梯の除雪については、指示してありますので、完了次第、業者に依頼し、今月位にはある程度見えてくるものがあるかと思っています。

【問】 小椋 眞 議員

ラビスパ裏磐梯の電気を勝手に切ったので経費がかかるわけであり、その責任はどうとるのか。

そして、ラビスパの経費

については、間違えたら間違えたとして訂正し、きちんと分かりやすく記載しなくてはいけないのではないかと。

【答】 副村長

今回の繰越明許費の事業名につきましては、電算管理システムで管理し、そ

で付している事業名であり、分かりづらいという点においては申し訳ないと思っています。

電算の予算管理上の事業名だということでご理解を賜りたいと思います。

【答】 村 長

議会の皆さま方とコンセンサスをとっていなかったということについては、誠に申し訳ございませんでした。

責任については、以前お話をさせていただいたことがございますが、これが最終的な形でどういうふうになったかという時点で、改めて検討してまいりたいと考えます。

◎議案第16号

令和6年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号)

◆補正額

▲3,093万5,000円

◆概要

今回の補正予算は、医療費の減額と基金への積立金の経費が計上された。

◎議案第17号

令和6年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

◆補正額

22万6,000円

◆概要

今回の補正予算は、介護報酬改定に伴うシステム改修の経費が計上された。

◎議案第18号

令和6年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

◆補正額

65万円

◆概要

今回の補正予算は、広域連合納付金の増額に伴う経費が計上された。

◎議案第19号

令和6年度北塩原村下水道等事業会計補正予算(第3号)

◆補正額

347万4,000円

◆概要

今回の補正予算は、令和5年度事業の消費税を基準とする令和6年度事業の間納付額が増加したことに

伴う経費が計上された。

◎議案第26号

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

令和7年3月7日の定例会前に全員協議会が開催され、介護保険及び国民健康保険における給付事務処理の誤りについての内容を受け、令和7年4月分の給与月額を村長30%減額、副村長15%減額する条例が追加議案として提出された。

質疑

【問】小椋 眞 議員

これは重大な問題であることは間違いない。

村長等はトップだから責任をとらなくてはならないが、村長がこの30%の1ヵ月、副村長が15%の1ヵ月の減額を出し、謝罪したのだからいいと、軽く考えられるのも芳しくない。

やはり、これからやっていかなければならないのは、こうした手続きは村広報誌等で周知するなど、今回おきたことを肝に銘じ、もう少し今日の議会のことも含

め反省して、円滑な行政運営と議会運営を行うべきである。

出したからいいということではなく、真剣にやってみてほしいと思いますので、この議案に賛成はしたくないと考えている。

【答】村 長

今回について、長年にわたり分からなかったということ、すまされない事実であります。

この点については、議員ご指摘のとおり村広報誌での周知や、事務処理の手順、マニュアルによりそれぞれの担当が理解を深め、そして業務を遂行するように今後徹底してまいりますので、今後ともご指導よろしくお願いたします。



令和7年第4回定例会 会議に付した議案と審議結果一覧

議会の審議結果は議会ホームページからのご確認いただけます。
詳しくは以下のQRコードを読み取り、ご参照ください。

◆審議結果の案内
(議会HP)



◆議会傍聴のご案内
(議会HP)



議案番号	件 名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第6号	北塩原村道路線の認定について	9	0
議案第7号	北塩原村手話言語条例	9	0
議案第8号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9	0
議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9	0
議案第11号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9	0
議案第12号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9	0
議案第13号	北塩原村税条例の一部を改正する条例	9	0
議案第14号	北塩原村学校給食調理場設置条例の一部を改正する条例	9	0
議案第15号	令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第9号)	9	0
議案第16号	令和6年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号)	9	0
議案第17号	令和6年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	9	0
議案第18号	令和6年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	9	0
議案第19号	令和6年度北塩原村下水道等事業会計補正予算(第3号)	9	0
議案第20号	令和7年度北塩原村一般会計予算	9	0
議案第21号	令和7年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計予算	9	0
議案第22号	令和7年度北塩原村介護保険事業特別会計予算	9	0
議案第23号	令和7年度北塩原村後期高齢者医療特別会計予算	9	0
議案第24号	令和7年度北塩原村簡易水道事業会計予算	9	0
議案第25号	令和7年度北塩原村下水道等事業会計予算	9	0
議案第26号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	2	7

※議長は裁決には加わりません。

※議案第9号(公の施設の長期かつ独占的な利用について)は、取り下げの申し出があり、許可となりました。

子育て対策の充実・住環境の向上・福祉の充実・関係人口拡大へ

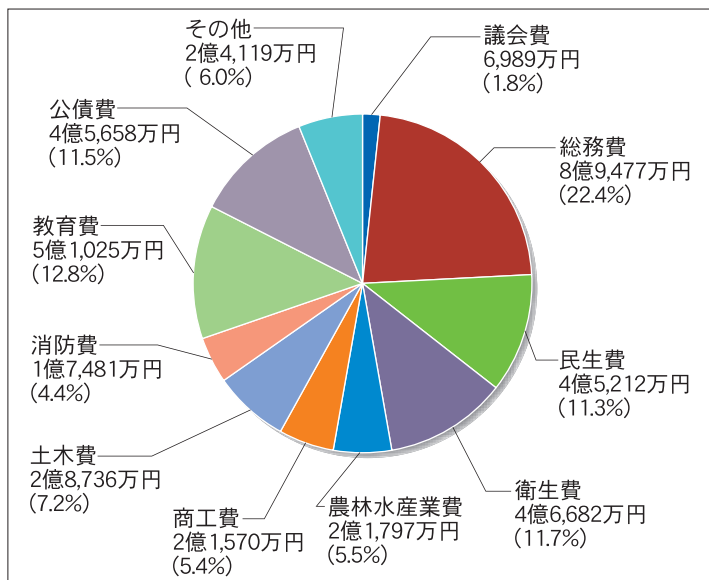
持続可能な村づくりへ」

52億5,062万円

(対前年度比 +2億7,635万円 +5.2%)

39億8,746万円の内訳をチェック！

歳出 [支払うお金]

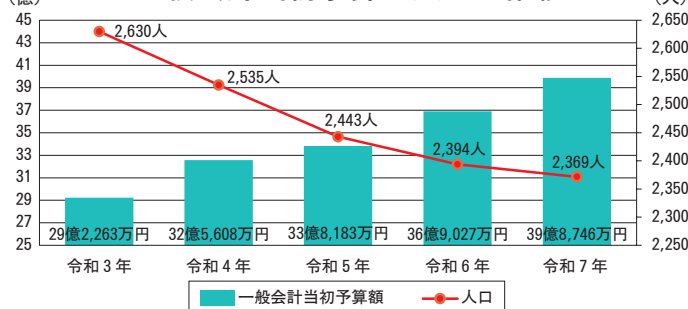


令和7年度一般会計予算の概要

令和7年度の一般会計当初予算は、39億8,746万円と前年度から2億9,719万円の増(+8.1%)です。

主な要因は、基幹業務システム標準化事業、そして新規事業の地域活性化起業人制度活用事業、地域コミュニティ強化事業、道の駅裏磐梯長寿命化事業、森林経営管理推進事業、出水対策事業、小学校・中学校の特別教室へのエアコン設置、小学校・幼稚園の遊具改修によるものです。

一般会計当初予算と人口の推移



気になる村の予算

選ばれる村づくりへ“子育て・福祉の充実、住環境の向上、関係人口の拡大”を図るための施策が盛り込まれた令和7年度当初予算において、村の魅力を全国に発信し効果的な事業の実施が行えるか、議会でも動向を注視してまいります。

【新規】地域活性化起業人制度活用事業

1,272万円

都市部企業の社員を村に派遣し、専門的なスキルを活かして地域課題の解決や活性化を図ります。(2名予定。)

※関連記事15ページに記載

【継続】地域おこし協力隊設置事業

4,150万円

「能動的」な外部人材を積極的に招致し、地域活力の維持・強化を図りながら課題解決の加速化に取り組めます。

(新規3名採用予定)



▲地域おこし協力隊かわら版

令和7年度当初予算

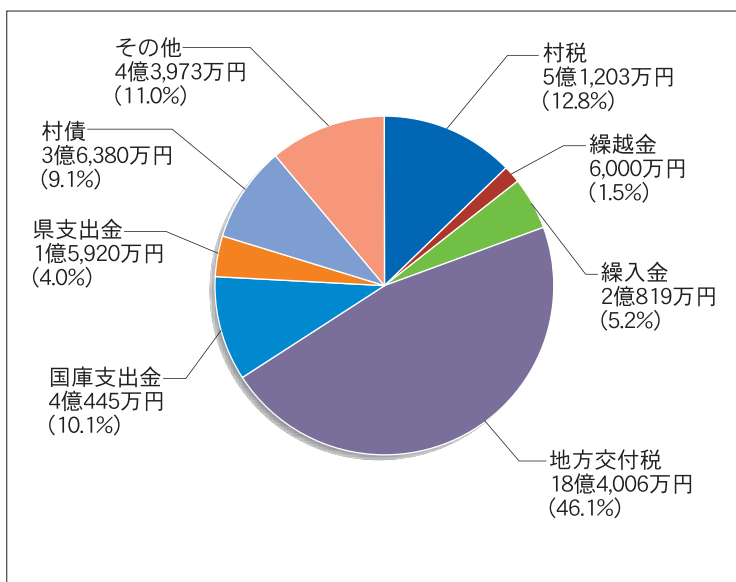
前年度に続き人口減少対策に重点を

「人口減少に歯止めを 当初予算総額

各予算の内容は以下のとおり

一般会計当初予算額

歳入 [入ってくるお金]



ご存知ですか？財政用語

- ◆【地方交付税】
村の財政力に応じて国から交付されるお金
- ◆【国庫・県支出金】
村が行う事業に対して国・県から交付されるお金
- ◆【村債】
事業の財源に充てるため国などから借りるお金
- ◆【公債費】
事業を行うときに借りたお金の返済

あわせて読みたい！

令和7年度当初予算の詳しい内容は、「広報きたしおばら4月号」をご覧ください



特別会計・公営企業会計 内訳

会計名	内容	令和7年度当初予算額
国民健康保険	医療機関での医療費の一部給付等を行う	3億634万円
介護保険	介護サービスの給付や介護予防事業等を行う	3億4,693万円
後期高齢者医療	高齢者の医療費に係る保険料の管理等を行う	3,713万円
合計		6億9,040万円

会計名	内容	令和7年度当初予算額
簡易水道事業	水道施設の整備、維持管理等を行う	1億3,968万円
下水道事業		4億3,308万円
(特定環境保全下水道)	北山、大塩、裏磐梯地区の下水道施設の整備、維持管理等を行う	(3億9,288万円)
(簡易排水施設事業)	小野川地区の下水道施設の維持管理等を行う	(254万円)
(農業集落排水事業)	早稲沢、金山、桧原地区の下水道施設の維持管理等を行う	(3,766万円)
合計		5億7,276万円

気になる「令和7年度の主要事業」

【新規】小中学校特別教室 1億3,695万円 エアコン設置事業

村内小・中学校4校の特別教室へエアコンを設置します。



【継続】北塩原村地域情報発信事業 2,166万円

北塩原村全体のブランド価値を高めるため、オリジナルテレビドラマの制作や動画制作コンペ、杉並区との交流を活かした首都圏向け誘客活動を行います。



気になる予算審議（主な質疑）

第4回定例会の会期最終日において、令和7年度の一般会計、3つの特別会計、公営企業会計の予算について質疑・討論・採決が行われ、一般会計について、厳しい指摘と議論が行われた。ここでは質疑の中から内容を要約してお伝えします。

質疑

温泉健康増進施設指定管理業務委託について

【問】 遠藤 祐一 議員

温泉健康増進施設指定管理業務委託料について、昨年度よりも増額して計上されているのはなぜか。

【答】 総務企画課長

ラビスパ裏磐梯の指定管理業務委託料につきまして、これまでの経営状況や、燃料費等の経費高騰を含め計上させていただいておりますが、株式会社ラビスパとの協議途中でありますので、今後の状況で変わることもあるかと思えます。

【問】 遠藤 康幸 議員

温泉健康増進施設指定管理業務委託料について、通電が確認されるまでの間を考慮すると、管理先を株式会社ラビスパとだけでなく、一般公募することも可能と思うが、いかがか。

【答】 総務企画課長

施設の管理につきまして、引き続き同じ事業者に行っていたことが、効率もよいことから、公募というのは考えておりません。

【問】 小椋 眞 議員

ラビスパの問題を1年間引きずってきたのだから、こんなことにいつまでも時間と税金を費やしてはいいない。

この問題の解決のためにも5月の連休頃からスタートできるようにすると、宣言すべきと思うが、いかがか。

【答】 村 長

今3月ですので、そこを目処にというのは非常に難しいかもしれませんが、そういった考えた方で色々な関係機関、あるいは関係部署に話しをしていきます。

【問】 伊藤 敏英 議員

ラビスパ問題について、小椋議員の指摘は正論である。

村長のこれまでの議会の話しを聞かず、性急に進めてきたやり方に問題があり、私は否決してきた。

本当は私を含め、お金をかけてやる必要はないと思っている議員は多分多い。私を含め納得させるには、こ

れまでの性急な進め方に対し、給料1年間下げるということで、これまでのお詫びをすることが当然ではないのか。

【答】 村 長

これまでの議会の中で、謝罪を求められ、私は心から謝罪をしてきたというのは事実であります。

ただ、そういった中で、皆さま方にご理解いただけなかったというのは、本当に残念であります。改めて謝罪を申し上げたいと思います。

コミュニティバス運行委託料経費削減の見直しも

【問】 遠藤 祐一 議員

コミュニティバスにおいて、デマンドバスの導入により経費削減も図れると考えるが、今後見直す計画等はあるのか。

【答】 総務企画課長

現在、策定中であります地域公共交通計画の中でデ

マンドバスも含めた、様々な可能性が記載されてますので、今後検討を進めてまいります。

小中学校特別教室へのエアコン設置経費の削減は

【問】 遠藤 康幸 議員

特別教室の利用方法の見直しによっては、エアコン設置に係る経費を削減し、他の学校教育に充てることも可能ではないのか。そうした見直しや検討はされていないのか。

【答】 教育長

各教科のねらいにあった学習の展開が、子どもたちの資質の向上につながることから、特別教室はこれまで通り使用し授業を行いたいと考えます。



地域活性化起業人制度の村の活用は

【問】 柏谷 孝雄 議員

地域活性化起業人負担金について、観光課ではどういった企業と、この制度の活用をしようと考えているのか。

また、協議している企業とはいづぐらいに、提携を考えているのか。



【答】 観光課長

他地域において、観光と農業、温泉といった当村と同じような内容で取り組みをされている事業者の説明を聞き、本村でもこうした実績を反映できるというところで協議を進めております。

契約の時期については、6月くらいまでには結びたいと考えております。

【問】 遠藤 春雄 議員

地域活性化起業人負担金について、この制度の概要はどのようなものなのか。

【答】 総務企画課長

こちらの取り組みについては、特別交付税のほうで年額、上限560万円まで使える事業であります。

外部の方を招いて、新たな視点やノウハウで指導をいただくもので、委託を検討しているのは総合コンサルタントの事業者で、月の半分は村で、もう半分以上を企業で仕事をしていただくというものです。

【問】 遠藤 春雄 議員

総務企画課では、どういった内容を想定して、村に入ってもらっているのか。

【答】 総務企画課長

村の総合振興計画の策定が控えておりますので、総務企画課の配属で、地域づくり関係として、地域活性化や課題解決のため、職員と村内を周り情報収集をし、計画策定の資料を作成していただくということになります。

幼稚園費の環境整備の内容とは

【問】 遠藤 春雄 議員

幼稚園費の環境整備の内容について、具体的にどのような事業なのか。

【答】 教育課長

さくら幼稚園の遊具が老朽化しており、今年度に撤去いたしました。そのため、令和7年度にコンビネーション遊具、まずは階段であったり、滑り台、アスレチック機能がついた遊具、それからブランコ、鉄棒等を設置するための経費となります。

繰越金の内容とその振り分けは

【問】 遠藤 祐一 議員

繰越金は、どのような振り分けになるのか。

【答】 総務企画課長

繰越金につきましては、令和6年度の残額ということで、まずそちらの方を見込んで当初予算に計上されております。

この振り分けは、一般財源となりますので、様々な事業の方に充当するよう形になります。

森林経営管理推進業務委託料の内容とは

【問】 五十嵐 正典 議員

森林経営管理推進業務委託料の内容はどのようなものか。

【答】 産業課長

森林環境譲与税を有効に使うために、村全体の森林の図面を作成し、民間事業者が森林経営計画というものを作成し、山に入りやすくするというものになります。

除草作業業務委託料の内容とは

【問】 五十嵐 正典 議員

除草作業業務委託料とは、山のみちをどのくらいの規模でやるのか。

【答】 建設課長

こちらにつきましては、国道459号線から、山の道、大久保までの平成27年に開通してから、細かな草刈りが出来ていない状態ですので、左右の法面等の草刈りを実施し、一度きれいにするというものになります。

きぎょうじん

地域活性化起業人制度とは

三大都市圏（※1）に所在する企業と地方自治体の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組です。

【地域活性化起業人（企業派遣型）の要件】

- 企業と地方自治体が協定を締結
- 受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上

【国による支援】

- 地方自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費（※2）
上限額 年間560万円／人等

※1 三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
※2 派遣期間中の社員の給与等に係る経費については、企業と自治体の協定により決定することとなります。

制度のメリット

- | | |
|-----|---|
| 企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の新しい形の社会貢献 ● 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ ● 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見 |
| 社員 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個人としての社会貢献 ● 多彩な経験による自己研鑽・キャリアアップ |
| 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウの活用 ● 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感を得ながら取組を展開 |

【出典】「地域起業人制度とは」（総務省）より一部抜粋

【https://www.soumu.go.jp/main_content/000950141.pdf】

第18回 村民の声

このコーナーは村民の皆様よりお寄せいただいた声を掲載しています。投稿ご希望の方は、下記の「村民の声」募集要項をご参照ください。皆様のご投稿を心よりお待ちしております。

「感謝を込めて」

金^{キン} 裕香^{ユウカ}（蛇^{ヘビ} 平^{ヘイ}）

村民の皆様さん、こんにちは。

私事ではありますが、3月31日をもって、4年間にわたる地域おこし協力隊としての活動を終了いたしました。この4年間は、長いようであつという間でした。本当に多くのことを学び、かけがえない経験をさせていただきました。

着任当初は、新型コロナウイルス感染症がまだ猛威を振るっていた時期。思うように皆さんと交流できず、「私は一体何のためにここへ来たのだろうか？」と悩む日々もありました。しかし、「せっかくこの村に来たからには、できることから行動しよう！」という想いを胸に、手ぬぐいのデザインや「ボル女（ボルケーノ好き女子）」の活動など、新しい挑戦を続けてきました。最初は手探りでしたが、「手ぬぐい買ったよ!」「ラジオ聞いたよ!」という皆さんの言葉が、どれほど私の励みになったことでしょう。

こうやって皆さんと出会えたこと。それこそが私の4年間の中で得た、何よりの財産です。これからも一人の村民として、

この大好きな村の発展に関わっていただけたと思っています。今後とも、どうぞよろしく願っています。心からの感謝を込めて。



▲活動報告会の様子



▲英語教室活動の様子



▲村HP

北塩原村議会広報 議会だより 〈「村民の声」応募要項〉

テーマ：自由（村への要望などは除きます。）

字数制限：500字程度

掲載：年4回発行議会だよりへ掲載します。

選考：議会広報調査特別委員会にて選考・決定します。

応募方法：投稿文に住所・氏名・電話番号を明記し、本人の写真を添付の上、下記の宛先に郵送または、メールアドレスに送付願います。

（写真の準備が出来ない場合は撮影に伺います。）

宛先：〒966-0485

北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 北塩原村議会事務局

E-mail：gikai01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

（役場本庁、裏磐梯合同庁舎、桧原出張所の窓口にご持参いただいても結構です。）



1 伊藤 敏 英 議 員18

○我が村における観光産業の現状と課題について

2 北 原 安 奈 議 員19

○村の雪害対策と対応について

○北塩原村地域まるごと脱炭素計画について

3 遠 藤 康 幸 議 員20

○村の空き家の状況と空き家バンクの状況及び対応について

4 渡 部 哲 夫 議 員21

○観光地として魅力発信するための村の政策について

お気軽に議会映像をご視聴いただけます

北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、インターネットによる本会議のライブ配信も開始しました。

本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画配信の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：（23）3263 FAX：（25）7358

HPアドレス：<http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



ズバリ!!

村政を質す!!

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質すことで、報告や説明を求めることをいいます。

伊藤 敏英 議員



村の観光産業の現状と課題は

問 「観光立国推進基本計画」において、観光産業は成長戦略の柱、地域活性化の切り札と位置づけられ、国あげての旅行消費拡大が図られている。

我が村においても、観光産業は基幹産業であり、村内経済と村づくりに、極めて重要な役割を果たしている。

観光産業の現状と、どのような課題をかかえ、どのような方向に進もうとしているのか伺う。

答(村 長)

村では、観光立国推進基本計画に沿った事業を進めております。

現状としましては、持続可能な観光地域づくりに向けた裏磐梯ビジターセンターと五色沼入口観光プラザ周辺の一面化、そしてインバウンド回復戦略として周辺市町村と連携したインバウンド向け高

付加価値プログラムの創出、さらには、国内交流の拡大を図るため、杉並区まるごと保養地協定による双方の利用環境整備と情報発信を行っております。

これらの課題として、関係機関への継続した要望と、さらなる村の魅力発信等があるため、今後観光入込客250万人という目標を目指し、進めてまいりたいと考えています。

問 猪苗代町につくられようとしている「会津スカイテラス」には大変危機感を持っている。

村ではどのような対策を考えているのか。

答(村 長)

村の自然景観や食、あるいは流麗な気候等、魅力をどう醸成して充実し、そして多くの方々にPRできるか戦略を考えてまいります。

問 観光の現場の実態を正確に把握できていないのに、何を根拠に観光政策が打ち出されているのか。

何の裏付けもない村長一人の思いつきが政策になっているのではないか。

答(村 長)

これまで進めてきたものや、これからの持続可能な地域づくりを含め、令和7年度には新たな観光戦略を立ててまいります。

皆さま方のご意見等いただきながら、村全体のものとしてつくり

上げてまいりたいと考えております。

問 村と裏磐梯観光の一番の弱点は、知名度の低さと考えます。

村長になってから、北塩原村や裏磐梯の知名度は本当に高まったと思っているのか。

答(村 長)

令和6年度に東京都内の学生によるポスターデザイン広告を募集し、東京メトロ10駅での掲示、さらには杉並区保養地協定を活かしたPRにより、知名度のアップにはつながっていると感じております。

問 長野県の白馬村では、山頂展望テラスから飛び出すブランコなどにより、観光客が殺到する村に生まれ変わった。

課長や村長は、こうした知恵は浮かばないのか。

答(観光課長)

実現に至ったものはありませんので、今ここで知恵があるかどうかという点につきましては、お答えが出来ません。

問 人は楽しく賑やかなところに集まる。裏磐梯に四季を通じて観光客を呼び込むには、どのような工夫や仕掛けが必要と考えているのか。

答(村 長)

今ある観光資源や施設だけでなく、私が提案する地域づくり協議

会といったところで、地域を知る、地域の方々がどう守っていくか、協議出来る組織を立ち上げ、村がサポートする体制を考えていかなければと思っています。

問 桧原地区へお客様の足を延ばすためにも、元の休暇村周辺の広大な県の土地等を有効に活用し、賑やかで魅力ある新たな観光拠点を整備すべきと考える。直接知事に直談判する気はないのか。

答(村 長)

知事へ要望することは、やぶさかではありませんが、まずはこの地域や施設をどうするかという構想をしっかり持たなければ要望も難しいと思いますので、まずはそういったところを検討してまいります。

問 人が減り活力が失われつつある村に、元気と活力を取り戻すには、アツと驚くような事業が必要である。夢があり良心に恥じない村づくりが必要と考えるが、いかがか。

答(村 長)

議員各位のご意見、お話をいただきながら、皆さんに選ばれる村づくりに邁進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

北
原
安
奈
議
員

村の雪害対策と対応は

問 今冬も村内で懸念していた積雪や倒木の影響により、村道や国道等で通行止めが多数発生し、さらには停電も生じるなど住民生活に混乱が生じていた。

道路沿いの老木が電線にかかる可能性は予想できたのではないかなぜ防ぐことが出来なかったのか。

また、村の対策として降雪前における村道の管理や対策、または国道等における関係機関との調整は十分に行われていたのか伺う。

答（建設課長）

今回のように大雪が降りますと、倒木の発生箇所の予想や、防ぐことは非常に困難でございます。

なお、降雪前には道路パトロールを実施、枝払い等の対策を講じながら、県との調整においても、緊急時の連絡体制などを再度確認をして調整を行っているところであります。

あります。

問 今後、倒木や危険箇所に関する村民からの情報提供を受ける窓口の設置は考えているか。

答（建設課長）

そうした窓口の設置については、村民の方のためにもなりますので、調査研究し、検討してまいります。

問 雪害等に関し村民からの情報提供も有効に活用し、関係機関からの情報収集を積極的に行うべきである。そして村民へ速やかな情報提供を行うべきと考えるが、こうした災害時の情報提供等は適切に行えたという認識なのか。

答（村長）

こうした災害の発生時には、防災無線やホームページ等でお知らせをしてきた経緯がございます。



▲松原地区の積雪時の様子

北塩原村地域まるごと脱炭素計画の具体的な施策は

問 2024年3月にゼロカーボンシティ宣言をし、北塩原村地域まるごと脱炭素計画が策定されてから1年が経っているが、村民に広く周知されておらず、理解が得られていない状況には思えない。

周知の取り組み内容と村民・事業者の取り組みの現状について把握をしているか伺う。

また、ゼロカーボンシティのメリットである国からの支援、または地域活性化や地域貢献の成果はどのような状況であるか伺う。

脱炭素型まちづくりの推進において、令和7年度の具体的な施策について伺う。

答（住民税務課長）

村では、令和6年3月にゼロカーボンシティを宣言し、村ホームページに宣言文と計画書を掲載しており、村民、事業者の取組状況の把握が課題と考えております。

ゼロカーボンシティのメリットは、国からの支援を受け、村民向け路線バスのICカードの交付や、保健センターの浄化槽更新等により、一定の成果は出ていると考えております。

また、令和7年度の施策では、生ゴミ処理機の住民モニターの実施やプラスチックゴミ専用の袋を

作成しリサイクルの推進等の事業を進めてまいります。

問 村が観光地として質をあげるためにも、事業者と行政、村民が意識し、ゼロカーボンパークとしてうたえるようになることが重要と考える。

こうした、質を上げるための意識改革、村が先陣をきって事業者に協力を依頼し、村民の意識も向上させていくという取組が大事と考えるが、いかがか。

答（村長）

村民の方や事業者、観光客の方々も含め村全体でゼロカーボンシティを考えられるよう、関係者との協議を進めてまいりたいと思っております。

問 目先の利益にはつながらないかもしれないが、こうした取組を子どもたちと親子が一緒になって環境問題に関し取り組める活動が、Uターンや移住者の確保にも繋がると考えるが、今後そうした事業を実施していく考えはあるか。

答（教育長）

各学校における環境教育を、今後家庭においても活かせるよう、さらに充実した取組を進めてまいりたいと考えております。

えん
藤 康 幸 議員



村の空き家の現状と対策は

問 全国的に、空き家問題が取りざたされており、本村でも各施策を講じているところではあるが、現在の空き家の件数と、空き家バンクに登録してある件数を伺う。

答（総務企画課長）

村で把握している空き家件数は、令和6年12月時点で157件であります。

そして、空き家バンクには土地4件、家屋11件が登録されております。空き家バンクは、平成28年から9年間運営しており、これまで53件の登録があり、24件が契約済みとなっております。

問 現在、157件の空き家があるということだが、老朽化して空き家バンクに適用にならないものは何件なのか。

答（総務企画課長）

村では空き家の外観調査において活用見込みのあるものや、活用出来ないと思われるというようなレベルをつけており、令和6年12月現在で、活用出来ないと思われるものについては、129件ということがあります。

問 この157件の空き家のうち129件の空き家について、村の解体関係の補助を活用した解体といたった点について、促しているのか。

答（総務企画課長）

固定資産税の納付書を送る際に、解体補助による改修についてのチラシの同封や、移住コーディネーターの活動において、あまりにも酷いところだと、解体関係の補助の活用について促しているケースもございます。

問 移住コーディネーターからは、実際に聞き取りや、所有者の意向調査を行っているのか。

答（総務企画課長）

空き家の所有者の方にお尋ねする際、そういった今後の活用も含め移住コーディネーターがお話をさせていただいているところでもあります。

問 今回の大雪による被害等を考慮すると、危険な状況となっているものから優先順位をつけ、早めの解体について説得を行うというような取組を重点的に行うべきと考えますが、いかがか。

答（総務企画課長）

今ほどご提案いただいた、空き家の防止に向けた対策は必要と感じております。

問 移住定住の促進を図るうえで、空き家となっている一軒家を村で改修し、お試しで宿泊していただき、移住コーディネーターと話しながら、進めることが村のPRや口コミ等の情報発信にもなり、有効と考える。村として

そのような考えはあるか。

答（総務企画課長）

そういった適切な家屋とかがございましたら、お試し住宅ということも視野にいれて、今後検討してみたいと思います。

問 今村内には憩いの場となる場所がない。各行政区にある空き家を貸し出し改修にいくらか補助を出し、誰でも気軽に利用できる場として活用を進めてみてはいかがでしょうか。

答（村 長）

交流を理解される所有者がいるかということも含め、行政区長の方々へ意見を伺い、政策にできるものかどうかを、検討してみたいと思います。

空き家バンク

北塩原村にて、住む人がいなくなり空き家状態になっている住宅の賃貸・売買物件情報を、村のホームページ等で公開し、村内への移住・定住を目的とした空き家利用希望者に対してご紹介いたします。

※物件の売買・賃貸契約には村は関与いたしません。

※電線業者が併介に入っている物件は電線業者を介して交渉・契約となります。

＜村ホームページより一部抜粋＞

※ 詳しくは左記QRコードよりご確認ください。



▲移住コーディネーターによる移住相談

観光地として魅力発信するた めの村の政策は

問 現在裏磐梯は、観光地として十分な魅力を引き出せていないと考える。自然を売り物とする観光資源は、折角の風景が草木に邪魔され眺望も悪い、また当時サイクリングロードとして整備された中津川溪谷は現在道路の崩落で長期間に渡り通行止めとなっている。

これが本村の現状である。

それでも、まだ裏磐梯に観光客が来て頂けるのは地元観光業者がしっかり独自色を作って頑張っているからであらう。

この村で人々が生きて行く事、働く事、暮らす事の最低限の水際迄は、しっかりと村が攻めの政策を進めることが必要だと考えるが、村の描く裏磐梯の観光政策に於けるビジョンを伺う。



わたなべ
渡部 哲夫 議員

答（村 長）

観光政策におけるビジョンとしては、観光入り込み250万人を目指し、第3期北塩原村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で7つの事業を掲げ、進捗管理を年度ごとに行ってまいります。

また、令和7年度において地域活性化起業人を活用した実施を予定している村全体の観光戦略整備の中でも、現状にあった新しいビジョンの検討を進めてまいりたいと考えております。



▲裏磐梯でのサイクルフェスタ開催

問 村の魅力となっている自然景觀について、昨年少しづつ景観場所に手を加えたような場所があることは把握しているが、ほとんど変わっておらず、行政が本気で生き残る政策を推し進めなければ、いずれ観光業は衰退してしまう。なぜ、満足のいく景観整備が出来ないのか。

答（観光課長）

景観整備にしましては、環境省、福島県、土地所有者である東北電力、林野庁など関係機関及び地権者との連絡調整、作業配分などの調整を現在行っているところであります。

主な中身としましては、環境省が行う国立公園満喫プロジェクトの中でしっかりとランドスケープという部会を組んで、その中で様々な議論を行っているところであります。

問 以前、満喫プロジェクトについて質問したが、未だ満喫プロジェクトは議論途中ということで、あまりにも作業スピードが遅く感じられる。

再度、この満喫プロジェクトについて確認するがこのプロジェクトの概要はどういったものなのか。

答（観光課長）

これは環境省が国内の国立公園について、これまでの保護が主な政策だったものを、今後は観光に

寄与できるような国立公園を目指すという目的のもと、当地域では福島県と山形県を含めた協議会をつくり、4つの部会でそれぞれの分野において事業が行われているものとなります。

問 我が村の観光も、今後どうすればいいのか本気になって考える時期がきている。

村は奇抜なアイデアと、国、県あたりとの対外的な外交政策をもっと先に進めてもらう必要があると考える。

村の描く裏磐梯の観光政策のビジョンを再度伺う。

答（観光課長）

年間250万人が来ていただける観光地を目指し、選んでいただけるむらづくりを進めてまいります。

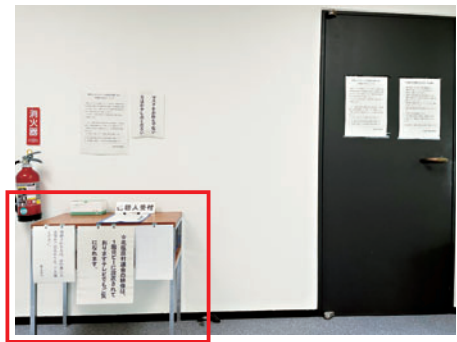


▲磐梯山眺望箇所の景観

【議会傍聴に関するお知らせ】

本会議の傍聴を希望される方は、本庁舎2階の傍聴席入口前で受付簿に氏名・住所等の必要事項をご記入のうえ、ご入場ください。

なお、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日に5類感染症に位置づけられたことにより、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりました。ただし、傍聴される皆さまにも感染拡大の恐れがある場合などには、可能な範囲でのマスク着用をお願いすることもあります。



▲写真（議会傍聴席入り口付近）

○議会傍聴の際のお願い

北塩原村村議会の傍聴は「北塩原村議会傍聴規則」に基づき実施されています。今回はその内容の一部を分かりやすくご紹介し、より多くの方に傍聴いただけるようにご案内いたします。

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎ下さい
3. 傍聴者は、議場に入ることはできません
4. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
5. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
6. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにして下さい
7. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないで下さい
8. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
9. 会議中の入退出はお静かに願います
10. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください



▲東京メトロ駅へ掲出されたポスター

「日本の湖水地方裏磐梯」～美味しい水、楽しい水、不思議な水～をテーマに、全国の若者に向けて発信するため、首都圏の学生を対象とした広告デザインコンペ「KITCHEN DESIGN AWARD 2024」の審査が今年2月に実施され、広告ポスターデザイン部門、ゆるキャラ部門、それぞれの最優秀賞が決まりました。

今後、全国に向けてさらなる村の魅力発信が期待されます。

今月の表紙 村の魅力 全国に向けて

編集後記

春の陽気で雪解けも進み、少しずつ桜の季節となつてまいりました。

昨年、議会ではインターネットによる映像配信を開始し、お気軽に本会議の様子をご覧いただける環境を整備しました。

今後も議会広報誌と併せ、皆さまへより分かりやすく議会の様子をお伝え出来るよう、委員一同精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員一同

編集責任者

議長 五十嵐善清

編集委員

委員長	遠藤 康幸
副委員長	伊藤 敏英
委員	柏谷 孝雄
委員	北原 安奈